

役務契約書（単価契約）

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年2月5日に交付した役務契約約款によって、公正な役務契約を締結し信義にしたがつて誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	第1号 令和8年度デジタル複写機保守点検業務
案件内容・仕様	別紙 仕様書、契約内訳書のとおり
契約金額 (税込み)	金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
納入期限	令和9年3月31日
納入場所・履行場所	秋田県湯沢市田町二丁目6番38号 秋田森林管理署湯沢支署 事務室
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 秋田県湯沢市田町二丁目6番38号
分任支出負担行為担当管
秋田森林管理署湯沢支署長 奈良 一志 印

受注者

印

※ 紙による契約の場合は上記下線部分を削除し、「署名」部分を「記名押印」とする。

別紙

1 契約の目的

受注者は、発注者の使用する複写機の機能保全のために、定期及び臨時に受注者の担当社員及び技術員を派遣して、常に正常な状態で機能が作動するよう保守及び調整、消耗品の交換を行うものとする。

2 対象となる機器及び設置場所

本契約の対象機種及び設置場所は次のとおりとする。

機 器	機 種	設置場所
RICOH IM C6000FLT	カラー	秋田県湯沢市田町二丁目 6 番 38 号 秋田森林管理署湯沢支署 事務室

3 保守の実施

(1)受注者は、複写機の点検及び調整等を、毎月 1 回以上実施しなければならない。

また、併せてカウンターの数値確認作業を実施しなければならない。なお、3 月におけるカウンターの数値確認作業は 3 月 31 日に実施することとする。

(2)受注者は、複写機が故障した場合は、発注者の請求によりただちに技術員を派遣して修理に着手し、発注者の業務に支障のないよう速やかに正常な状態に回復させなければならない。

(3)複写機の保守調整等に必要とされる部品（用紙及びステープラー針は除く）の費用は、すべて保守料金に含むものとする。

(4)複写機の保守、調整等に要する経費は、次の場合を除き、受注者の負担とする。

1)発注者の故意又は取扱上の重大な過失による場合。

2)受注者又は受注者の指定した者以外による改造修理及び分解を行った場合。

3)天災・地変その他これに類する災害による場合。

4 請求代金の計算方法

受注者は、当該月の総複写枚数に単価を乗じた金額から、不良コピー、テストコピー一分としてモノクロ 1 パーセント、カラー 1 パーセントを控除した金額に、消費税額を上乗せし、発注者の定めた手続きにより請求するものとする。

なお、3 月期についてはカウンターの数値確認作業後速やかに請求するものとする。

5 設置場所の変更

発注者は、設置場所を変更する場合は、あらかじめ受注者に通知するものとする。

契 約 金 額 内 訳 書

物件名 : 令和8年度デジタル複写機保守点検業務

機器 : RICOH IM C6000FLT

契約金額 : 秋田森林管理署湯沢支署

	種 別	複写（使用）枚 数	単価（円）	1か月当たり使用予定枚数	契約月数	予定金額（円）	備考	
保守点検料	モノクロ	1 ~ 10,000		10,000	12			
		計		10,000	12			
	カラー コピー	1 ~ 1,000		1,000	12			
		計		1,000	12			
	カラー プリント	1 ~ 4,000		4,000	12			
		計		4,000	12			
小 計								
消費税（10%）								
合 計								

ただし、上記数量は予定数量であり、変動するものとする。